

9

日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度

学校でけがをしたら

万が一、学校の管理下で生徒が医療費のかかるけがなどの事故にあった場合に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」に加入しています。

○日本スポーツ振興センター災害共済給付とは

学校の管理下で災害(負傷・疾病・障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費・障害見舞金又は死亡見舞金の支給)が行われる児童、生徒のための国、学校の設置者(東大阪市)、保護者の三者による公的共済制度です。

○申請の手続きは

生徒が学校でけがをして医療費がかかった場合、「医療等の状況」と記された用紙をお渡しします。「医療等の状況」は医療機関で必要事項を記入してもらい、担任または養護教諭に提出してください。この用紙を学校から教育委員会を通じて日本スポーツ振興センターに提出します。給付金の請求は1ヶ月ごとにおこないますので、治療が翌月までかかる場合は、新たに「医療等の状況」の用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。

また、自宅より受診した場合も学校へお知らせください。

○掛金(年額)は

保護者負担金額 460円 市費負担金額 485円

※掛金はPTA会費より支出していますので、保護者のみなさんが直接手続きをする必要はありません。また、一年ごとの契約なので、毎年掛け金を支払うことになります。

○給付対象となる学校管理下の範囲

学校の教育活動中(授業中・部活動中・遠足などの校外活動中等)・休憩時間中・登下校中(交通事故は除く)となります。

○医療費の支給期間は最長10年間(歯の負傷等で治療が長期にわたる場合等)です。

○給付金の支給は

災 害	災害の範囲	給付金額
けがや病気の場合	医療費総額が5,000円以上のものが対象となります。 (病院の窓口で支払う額が1,500円以上、ただし子ども医療費助成、ひとり親家庭医療、乳幼児医療障害者医療、老人医療を使用した場合は窓口負担額に関わらない)	医療費:要保護世帯は対象外 ①保護者が病院の窓口で支払う額 ②療養に要する費用として医療費総額の1割 ①と②の合計が給付されます
障害が残った場合	ケガや病気が治った後に残った身体の障害で、その程度により1~14級に区分	障害見舞金 3,770万円(1級)~82万円(14級) 登下校中はその半額
死亡した場合	事故や病気による死亡	死亡見舞金 2,800万円 登下校中は半額
	突然死 心臓疾患等の場合	1,400万円

○給付を受ける権利は、時効があります。(2年間で消滅。) 申請の手続きは早めをお願いします。

○医療費・障害見舞金・死亡見舞金に関する決定に対し、不服がある場合は、不服審査請求をすることができます。

給付金は申請の数ヶ月後に生徒を通じてお渡しいたしますが、金額が高額の場合は保護者に学校まで取りに来ていただくこともあります。

(その他ご不明な点がありましたら、養護教諭までお問い合わせください。)

